

令和3年9月10日

豊明市立小中学校
保護者の皆様

豊明市教育委員会教育長
伏屋 一 幸

新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校教育活動の対応について

日頃は豊明市の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、愛知県が「緊急事態宣言」の対象地域となり2週間が経過しました。本市においても未だに感染が拡大している状況にあり、特に、陽性者における若い世代の割合が高くなっている傾向があります。9月1日付で保護者の皆様にご案内した文書（「緊急事態宣言」発出に伴う学校教育活動の対応について）に記載の感染対策を継続するとともに、下記のように一部を変更及び追加して危機意識を高めながら教育活動を行ってまいります。ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

【変更】

- 部活動は、原則として9月30日（木）まで活動を中止とする。（対外的な練習試合、合同練習も中止とする。公式戦等への参加は慎重に検討する。）
 - ※ 豊明市立小中学校での児童生徒の感染者の増加や、部活動における感染例があったことを受けて、学校の教育活動への影響を最小限に抑えるために中止とします。
 - ※ 緊急事態宣言の期間によらず、豊明市内の感染状況が落ち着いた場合、部活動の再開を早めることがあります。

【追加】

- 文部科学省より各学校へ「抗原簡易キット」が配布されるとの報道がありましたが、キットの使用は、原則として初期症状と疑われる症状が見られる教職員等が対象となっています。児童生徒に初期症状が見られる場合は、保護者による迎えをお願いし、医療機関等で診察を受けていただくこととなります。
- 濃厚接触者の調査や決定は保健所の業務となりますが、現在は保健所の業務が逼迫している状況となっています。そのため、児童生徒に陽性が判明した場合、緊急的対応として、学校が感染者（保護者）の合意を得て校内での行動履歴の聞き取り等を行い、「濃厚接触者の候補者リスト」を作成します。学校は保健所にリストを提出し、「感染者と濃厚な接触をした可能性がある者」として、「濃厚接触者」に準じて取扱い、出席停止とします。
 - 児童生徒が「感染者と濃厚な接触をした可能性がある者」となった場合、学校から連絡をします。その後は、保健所または学校から対応について連絡をさせていただきます。
- ※ 国や県から新たな指示が出た場合や、今後の感染拡大の状況によって対応を変更する場合がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【 問合せ先：豊明市教育委員会 学校支援室 電話 92-1292 】